

令和 5 年 3 月 1 日

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定方法の改正について(お知らせ)

日ごろは、本市の入札契約事務及び工事現場施工管理にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

低入札調査基準価格及び最低制限価格の改正について、下記のとおりとします。建設工事の請負者の皆様におかれましては改正内容について御承知おきいただきますとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定方法の改正

(1) 低入札調査基準価格の改正

- ・調査基準価格の設定範囲を、「予定価格の 9 / 10 から 7 / 10」から「予定価格の 9. 2 / 10 から 7. 5 / 10」に変更します。
- ・一般管理費等の算入率を 55 % から 68 % に変更します。
- ※低入札調査基準価格は総合評価競争入札案件に適用します
- ※失格基準価格の算定方法は変更ありません

(2) 最低制限価格の改正

- ・最低制限価格の設定範囲を、「予定価格の 9 / 10 から 7 / 10」から「予定価格の 9. 2 / 10 から 7. 5 / 10」に変更します。
- ※最低制限価格は建設工事の事後審査型一般競争入札案件及び指名競争入札案件に適用します

2 適用時期

令和 5 年 3 月 23 日以降に公告を行う案件から適用します。

(参考)

1 低入札調査基準価格の算出方法

変更後		変更前	
①又は②のいずれか低い額（ただし、予定価格の9.2/10から7.5/10の範囲内）		①又は②のいずれか低い額（ただし、予定価格の9/10から7/10の範囲内）	
①	下記の合計額	①	下記の合計額
	直接工事費 × 97%		直接工事費 × 97%
	共通仮設費 × 90%		共通仮設費 × 90%
	現場管理費 × 90%		現場管理費 × 90%
	一般管理費等 × 68%		一般管理費等 × 55%
②	平均入札金額（入札金額の低いものから5番目までの平均額。ただし、入札者が5者未満の場合はすべての参加業者の平均額）の95%	②	平均入札金額（入札金額の低いものから5番目までの平均額。ただし、入札者が5者未満の場合はすべての参加業者の平均額）の95%

※②は①の金額を下回る入札があった場合のみ算出

2 最低制限価格の算出方法(工事)

変更後	変更前
平均入札金額（入札金額の低いものから5番目までの平均額。ただし、入札者が5者未満の場合はすべての参加業者の平均額）の95% （ただし、予定価格の9.2/10から7.5/10の範囲内）	平均入札金額（入札金額の低いものから5番目までの平均額。ただし、入札者が5者未満の場合はすべての参加業者の平均額）の95% （ただし、予定価格の9/10から7/10の範囲内）

※入札者が1者の場合は、最低制限価格を定めない